法務省矯成第3340号 平成19年5月30日

改正 平成23年10月25日付け法務省矯成第6359号 改正 令和 2年11月 9日付け法務省矯成第1693号

矯正管区長 殿 刑事施設の長 殿 矯正研修所長 殿(参考送付)

法務省矯正局長 梶 木 壽

被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令の運用について(依命 通達)

標記について、下記のとおり定め、被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令(平成19年法務省矯成訓第3339号大臣訓令。以下「訓令」という。)の施行の日から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

なお、平成18年5月23日付け法務省矯成第3289号「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令の運用について」は、廃止します。

記

1 規律及び秩序等による制限

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号。以下「法」という。)第41条第2項及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。)第15条第6項に規定する規律及び秩序の維持上支障を生ずるおそれがある場合は、例えば、次のような場合が想定されること。

- (1) 自殺に用いられるおそれがあると認められる場合
- (2) 火気を発生するおそれがあると認められる場合
- (3) 凶器になるおそれがあると認められる場合
- (4) 騒音を発することにより他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (5) 動静視察に支障を生じさせるおそれがあると認められる場合
- 2 衣類等の貸与(訓令第2条関係)

訓令別表1に定める物品を被収容者に貸与する場合には、適宜、洗濯、乾燥等を 行い、その清潔を保持するよう配慮すること。

3 日用品等の貸与及び支給(訓令第3条関係)

訓令別表2に定める物品を被収容者に貸与し、又は支給する場合には、保健衛生に十分留意すること。

なお、貸与し、又は支給した物品については、消耗度、残量その他の事情を考慮 して適宜交換等を行うこと。

4 受刑者の自弁の物品の使用(訓令第4条から第7条まで関係)

受刑者から、自弁の物品(法第42条第1項の規定により受刑者に使用させる補正器具等の自弁を含む。)を使用したい旨の申出があった場合において、その物品が著しく高価であるとき、又は華美にわたるときは、その使用を許さないことが相当であること。

5 優遇措置として使用又は摂取を許可する物品を優遇措置の対象者以外に許可する 場合の基準

訓令別表 5 及び 6 に掲げる物品のうち、使用又は摂取を許可する対象者を優遇区分第 1 類の者又は第 3 類以上の者としている物品について、「処遇上の必要から例外的に使用を許可することを適当と認める場合」とは、開放的施設において優遇区分の指定を受けていない受刑者に対し、これらの物品の使用又は摂取を許可する必要がある場合や第 1 類の優遇区分又は第 3 類以上の優遇区分を指定され、これらの物品の使用又は摂取を認められていた受刑者が、労役場留置者となった際、その者の処遇上引き続きこれらの物品の使用又は摂取を許可することが適当と認められる場合などに限られるべきこと。

6 子の養育に必要な物品関係(訓令第11条関係)

訓令別表第10に掲げる物品については、適宜、洗濯、乾燥、消毒等を行うなどの保健衛生に十分留意すること。

7 認可物品の取扱い(訓令第12条関係)

訓令第12条第1項及び第2項の規定により当職が認可することとした物品のうち、別途、当職から通知したものについては、当該認可に係る刑事施設以外の刑事施設においても訓令第12条第1項又は第2項の規定による認可があったものとして取り扱って差し支えないこと。

8 移送の際の物品の取扱い

被収容者を移送するに当たっては、移送後の刑事施設において、その被収容者が 所持する物品が、領置物であるか保管私物であるかが容易に把握できるよう配慮す ること。

- 9 購入及び差入れの受付
 - (1) 購入の申請の日

規則第21条第1号イの規定により被収容者による自弁物品等の購入の申請の日を制限するに当たっては、受刑者にあっては月に1日、受刑者以外の被収容者にあっては週に1日を下回ってはならないこと。法第98条第4項の規定により自弁物品等の購入のため作業報奨金の支給の申出を受け付ける日についても、上記基準を満たすよう配慮すること。

なお、書籍等の購入については、被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令(平成18年法務省矯成訓第3300号大臣訓令)において、別途、基準が定められているので、留意すること。

(2) 釈放の際に必要と認められる物品の購入の受付

被収容者から釈放の際に必要と認められる物品の購入の申請があった場合において、当該被収容者の釈放日が近いときは、刑事施設の長が定めた購入の申請の日にかかわらず、申請を受け付けることに配慮すべきであること。

(3) 差入れの日

規則第21条第1号イの規定により被収容者に対する金品の交付の申出の日を制限する場合において、規則第71条第1項の規定により刑事施設の長が定めた面会日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日、12月29日から12月31日までの日に該当するときであっても、差入れ(差入れ店からの差入れを除く。)の制限をするのは相当ではないこと。

なお、弁護人等については、法第118条第1項に規定する日曜日その他政令 で定める日以外の日の刑事施設の執務時間内に、金品の交付の申出があった場合 には、これを受け付けること。

- 10 事業者の指定(訓令第16条関係)
 - (1) 訓令第16条の規定により調査する場合は、次の事項について調査をすること。 ア 施設が指定する事業者としての適格性
 - イ 取り扱うことのできる物品
 - ウ 物品の価格
 - エ その他必要と認められる事項
 - (2) 事業者を指定した場合においては、当該事業者との間で次の事項を盛り込んだ協定書を取り交わすこと。ただし、特定事業者(当職が特に定める事業者をいう。以下同じ。)が当職との協定に基づき取り扱う物品について、当該特定事業者との間で協定書を取り交わす場合においては、コに掲げる事項を盛り込む必要はないこと。
 - ア 物品の販売又は取扱いに当たっては、迅速、親切、かつ適正に行うよう努めること。
 - イ 経営者の変更、店舗の移転等営業に関する重要事項については、あらかじめ 刑事施設の長に連絡すること。
 - ウ 物品の販売又は取扱いをするに当たり、刑事施設の管理運営にかかわる事項 については、刑事施設の長の指示に従うこと。
 - エ 飲食物等については清潔の保持に努めるとともに、販売する物品について、 その品質には十分留意すること。
 - オ 調理場その他自弁の物品を取り扱う場所において、食中毒その他保健衛生上 の問題が生じた場合又はそのおそれがある場合には、速やかにその旨を刑事施 設の長に連絡すること。
 - カ 刑事施設の長が必要と判断し、調理場その他自弁の物品を取り扱う場所を刑事施設の職員が検査する場合には、これに協力すること。
 - キ 刑事施設の長が刑事施設の規律及び秩序の維持上、管理運営上又は保健衛生 上問題があると判断し、一定の物品の購入又は使用若しくは摂取を禁止した場 合には、これに従い、当該物品の販売を中止すること。
 - ク 不正な物品の差入れを行うよう依頼され、又は脅迫された場合には、速やか にその旨を刑事施設の長に連絡すること。
 - ケ 物品の販売又は取扱いを通じて知り得た被収容者に関する情報については、 他に漏らしてはならないこと。
 - コ 価格の変更又は取扱物品の変更を行う場合には、事前にその旨を刑事施設の 長に連絡し、協議を行うこと。
 - サ 上記の事項に違反し、その他不適当と認められる事由が発生した場合には、 被収容者に対する物品の販売又は取扱いをさせないことがあること。
 - (3) 上記(1)の調査については3年ごとに行うこととし、引き続き事業者として 指定する場合は、新たに上記(2)の協定書を取り交わすこと。ただし、特定事業者を指定する場合については、当職が同事業者との間で協定書を取り交わした後、速やかに協定書を取り交わすこと。